

理 由

最近における家畜の伝染性疾病をめぐる状況の変化にかんがみ、家畜等の移動の制限を受けた所有者に対して都道府県が行う金銭の交付につき国が費用を負担するとともに、家畜の伝染性疾病のまん延防止措置を講じなかった者等に対する手当金の不交付等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。